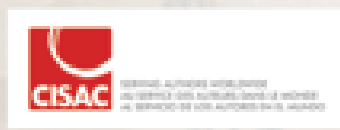


What is the
ARTIST'S
 RESALE RIGHT
 追及権

www.resale-right.org





Painter
Photographer
Comics Designer
Street Art
Visual Artist

Dolph
2020
Architects
Multimedia
Illustrator

追及権とはどのような権利でしょうか。

追及権（英：artist's resale right, 仏：droit de suite）は、芸術家の作品が転売される度に、その販売価格から適正な報酬を得ることを保証する権利です。作品がオークションやギャラリーを通じて、ある一定額以上で販売された場合、芸術家にその一部が報酬として支払われます。

この報酬は、転売された時の価格の数パーセント程度です。追及権の徴収額を決定する料率は国によって違いがあり、販売額によって、料率が変化する国もあります。

追及権があることで、芸術家とその家族は、作品の販売が行われる度に報酬を受けることが保証されます。芸術家が作品を制作後、初めて販売した価格と比べ、芸術家の評価が高くなることで、その後価格が上がる場合があります。しかし、このように価格が上昇しても、追及権がなければ、芸術家はその価値の上昇分を受け取ることが出来ません。美術品取引の仲介をしたオークション会社やギャラリー、あるいは個人のコレクターは、販売を通じた利益を得られる一方で、芸術家が手にする報酬は、当初の販売価格のみです。

世界初の追及権は、1920年にフランスで導入されました。巨匠ミレーは『晩鐘』という名画を描きましたが、コレクターがこの絵画を非常に高い値段で取引していたその時、ミレーの家族は極貧の中にいたと言われており、このエピソードは、追及権の必要性を顕著に表すものです。

追及権は、国際的にも認識されています。ベルヌ条約第14条の3にも追及権条項があります。しかし、この権利を導入することは加盟国の義務ではなく、相互主義が適用されています。（相互主義とは、芸術家が追及権を受けるためには、このような権利が芸術家の母国と作品が販売された国の両方に認められていなければならないことを意味しています。）

欧州連合では、2001年に欧州連合全体に追及権を導入するEU指令が作られました。EU追及権指令が作られたことは、追及権の世界的な拡大の第一歩であると言えます。それは、この指令によって、すべての加盟国は、追及権法を自国の法律に導入することになったからです。2016年までに世界70カ国以上でこの法制度は導入されています。美術品を扱う主要な市場の中で、アメリカ、中国等の国は、未だ追及権を導入していませんが、いずれの国においても、法案がだされる等、追及権導入のための取り組みが行われています。

追及権はなぜ重要なのでしょうか

作品を販売したのちに作品価値が上がったとしても、芸術家はその上昇分を受け取ることはできません。しかし、追及権を導入することで、上昇した利益の一部を手に入れることができます。芸術家といっても、作品を作り始めたばかりの時代、作品を高額で販売することは簡単ではありません。芸術家が努力し、経験を積んで、評価が高くなると同時に、作品の価格も上がっているはずで、このような時期をまって、安く仕入れておいた作品を市場に出すことで、美術品仲介者やコレクターは利益を手に入れます。一方で、芸術家が手にいれた金額は、当初販売した低い金額だけです。ここには解決すべき問題が存在します。このような問題を解決するために、追及権制度があります。追及権が導入されると、作品が販売される度に、芸術家は販売額の一部を受けることが出来ます。芸術家の評価に従って作品価値も上昇することから、芸術家がこの利益を受けるとは重要かつ適切なことです。

しかし、追及権による支払いは大きな金額ではありません。言うまでもなく、販売価格のうち的大部分は販売者の手に入ります。販売者にとっては、わずかな金額を芸術家に支払うに過ぎませんが、芸術家にとっては、たいへん重要な収入源です。芸術家の収入は、多くの国でその平均収入を下回っています。作曲家や小説家が楽曲や物語を複製したり上演したりすることで受けとるような収入が、芸術家には通常入りません。そうすると、作品が販売される度に支払われるとすれば、それは芸術家の収入の重要な位置を占めることになります。芸術家が亡くなった後、追及権による収入があることは遺族にとっても重要です。遺族が相続するのは、著作権だけではなく、芸術家の作品を管理する団体の維持という責任もあります。作品の保管、保護、カタログ作成、調査、維持といった活動のためにも、追及権による収入は、きわめて重要です。

一方で、オークション会社、ディーラー、ギャラリー等の美術作品の仲介者にも、追及権支払に関する責任が発生します。追及権を適正に受け取ることは、芸術家と作品といった関係性を明らかにし、その価値を知るという意味もあります。

ベルヌ条約では、追及権に相互主義が適用されています。相互主義とは、芸術家の母国と、販売国の両方に権利が認められている場合に限り、追及権による収入を得ることが出来ることを意味します。従って、出来る限り多くの国において、追及権が導入されることが重要となります。たとえば、世界最大の美術品市場であるアメリカには現在追及権が導入されていません。追及権のあるEUやオーストラリア人の芸術家であっても、アメリカにおける販売から追及権による収入を得ることが出来ません。同様に、アメリカの芸術家も、EUやオーストラリアで行われた販売であっても、追及権収入を得ることは出来ません。■

追及権はどのように機能するのでしょうか

法の仕組み

追及権制度を導入した国は、それぞれ、作品の販売に対し、どの程度の金額を芸術家に支払うかを法で定めています。国によって、追及権の適用除外とされる取引金額の下限、作品の金額に従った追及権の額を設定等、その他の条件や例外が規定されています。

例えば、フランスでは、第一回目の販売（取引除外）の後、第二回目以降750ユーロ以上の金額で取引された場合には、追及権の対象となります。国によって金額等に違いはありますが、2001年の欧州指令によって追及権は、全EUに広がっています。

追及権管理団体の役割

追及権が導入されると、販売者側からロイヤルティ徴収し芸術家に分配する必要があります。その際、追及権管理団体（以下、管理団体）は重要な役割を果たします。

管理団体は、域内のオークションハウス、ディーラー、ギャラリー等の美術品取扱い会社に対し、「販売報告依頼書」を送付します。各販売会社の報告書の返送を受けて、管理団体は、追及権料を計算の上請求書を発行します。受け取った金額は、のちに芸術家に分配されます。

追及権ロイヤルティの徴収には、任意徴収と強制徴収という二つの制度があります。強制徴収制度を取る国では、管理団体はすべての芸術家の作品の追及権に関わるロイヤルティを徴収し分配します。この場合、管理団体は、芸術家等への分配のために、権利者を探し、登録します。また、ネット上でも、芸術家の登録を行ったりしているほか、芸術家データベース、ロイヤルティの計算機能ソフトや販売報告等を公開しています。

追及権が導入された国では、このようなシステムが確立しています。イギリスの管理団体である **DACS (Design and Artists Copyright Society)** は追及権導入後のアンケートを実施しました。その報告書によれば、美術の専門家が追及権に関して負担しなければならなかった時間や費用は、ほんのわずかであると過半数のオークションハウス等が回答しています。■

1 The Artist's Resale Right in the UK: Submission to the post implementation review by the UK Intellectual Property Office by the Design and Artists Copyright Society, February 2008.

追及権によって市場が 影響されないのはなぜでしょうか

EUによる報告書に代表される多くの調査研究の結果、実際には、追及権が美術品市場に重大な影響を及ぼしていないことが判明しています。追及権のロイヤルティ支払いをする必要がない国で美術品を販売しようという意図から、追及権制度がない国へと、作品の移動が起こるのではないかといた予測をだしていたオークション会社でさえも、ビジネスへの影響はなかったという点を認めています。イギリスでは、2006年に初めて追及権が導入される以前、ロンドンの市場関係者は、美術品の販売者はロンドンを捨てて追及権のないアメリカやスイスに行ってしまうと考えていました。しかし、2007年から2008年間のデータを見ると、イギリス市場の成長率10.8%に対し、アメリカは-18.8%、そしてスイスは-13%でした。さらに、1998年から2008年のイギリス市場を見ると、アメリカとスイスに比較しても実質的により大きな成長を遂げていたのです。

Art Economics社による2006-2011年を対象とした調査によれば、フランスのマーケットシェアは、6%を維持しています。この期間においては、生存中の著作者のみに追及権を適用しているイギリスは、27%から22%に下降しました。追及権法制のないアメリカでは46%から29%へと激減しております。このような数字は、世界全体が経済的に難しい時期であったことだけでなく、追及権の導入が市場に直接的な影響を与えていないことに加え、追及権の些少なロイヤルティ額による影響は限定的であることを示しています。(たとえばイギリスでは、2012年に追及権を完全に導入したのち、15%となりました。) 美術品市場の中心は、今も、ニューヨーク、ロンドン、パリです。

追及権支払の例：ジャコメッティ

1960年に制作されたアルベルト・ジャコメッティの「歩く男I」は、2010年2月、5800万ポンド（1ポンド=145円換算で約84億円）で落札されました。バイヤーズ・プレミアムは700万ポンド（約10億円）にも上ります。当時イギリスの追及権は、没後の著作者は対象としておりませんでした。仮に追及権の対象であったならば、上限の12,500€（1ユーロ=12円換算で、約152万円）が支払われていたはずですが、ちなみにこの金額は、バイヤーズ・プレミアムの0.16%、落札額の0.02%に過ぎません。■

2 Report on the Implementation and Effect of the Resale Right Directive (2001/84/EC) from the Commission to the European Parliament, The Council and the European Economic and Social Committee; December 14, 2011

3 The International Art Market 2007-2009: Trends in the art trade during global recession prepared by Dr Clare Mc Andres 2010

4 The British Art Market: A winning global entrepôt, by Art Economics, 2010

5 オークションに参加して落札した場合、購入者がオークション会社に支払う落札額の12~25%相当の手数料。

追及権制度のある国

アイスランド共和国	ジョージア (旧名グルジア)	ベネズエラ・ボリバル共和国
アイルランド	スウェーデン王国	ベラルーシ共和国
アゼルバイジャン共和国	スペイン	ペルー共和国
アルジェリア民主人民共和国	スロバキア共和国	ベルギー王国
イタリア共和国	スロベニア共和国	ポーランド共和国
イラク共和国	セネガル共和国	ポルトガル共和国
インド	セルビア共和国	ホンジュラス共和国
ウクライナ	チェコ共和国	マダガスカル共和国
ウルグアイ東方共和国	チュニジア共和国	マリ共和国
英国 (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)	チリ共和国	マルタ共和国
エクアドル共和国	デンマーク王国	メキシコ合衆国
エストニア共和国	ドイツ連邦共和国	モナコ公国
オーストラリア連邦	トルコ共和国	モロッコ王国
オーストリア共和国	ニカラグア共和国	モンテネグロ
オランダ王国	ニューディーラーランド	ラオス人民民主共和国
ガボン共和国	ノルウェー王国	ラトビア
ギニア共和国	パナマ共和国	リトアニア共和国
キプロス共和国	パラグアイ共和国	リヒテンシュタイン公国
ギリシャ共和国	ハンガリー	ルクセンブルク大公国
グアテマラ共和国	フィリピン共和国	ルーマニア
コロンビア共和国	フィンランド共和国	ロシア連邦
クロアチア共和国	ブラジル連邦共和国	
コスタリカ共和国	フランス共和国	
コートジボアール共和国	ブルガリア共和国	
コンゴ民主共和国	ブルキナファソ	

追及権制度は、相互主義が適用されているため、販売が行われる国に追及権があっても、著作権者の国籍を持つ国に追及権がなければ、保護を受けることができません。世界の30%のシェアをもつアメリカでは、著作権局による調査が行われ、2013年12月には、好意的な報告書が公開されました。また、2014年2月にも、法案が提出されましたが、未だ追及権は導入されていません。しかし、追及権導入の運動はフランク・ステラとロイ・リヒテンシュタイン財団から声上がり、多くのアーティストや管理財団が追及権導入を支持する署名に名を連ねています。現在世界第二位の美術品市場を持つ中国でも、著作権法改正案に追及権が含まれています。スイスでは2013年に法案が提出され、2016年5月には、連邦議会による追及権報告書が発行されました。■



芸術家の言葉



Hervé Di Rosa
Photo : © Pierre Schwartz

■ HERVE DI ROSA - フランス

芸術は国境がない。芸術家は5つの大陸の人々に喜びを与える。芸術家を保護する法、特に追及権は、世界中の国で認められるべきだ。



Ousmane Sow
Photo : © Béatrice Soulé/Roger-Viollet

■ OUSMANE SOW - セネガル

芸術家は、薄い空気の中に住んでいない。芸術が世界を豊かにしているのだから、芸術家というものは、守られるべきなのだ。芸術家の作品を商売する者が、受領した額の一部を芸術家に支払うことこそフェアである。そして、豊かさの全ての形を分かち合うことが、まさに追及権の目的である。



Frank Stella

■ FRANK STELLA - アメリカ

アメリカの創作者の中で、視覚芸術家は、唯一、自身の作品の再使用料を受け取ることが出来ない。作曲家、作詞家、俳優、脚本家、シナリオライターは、作品の制作、実演、販売に関するロイヤルティを当然受け取ることができる。しかし、残念ながら、アメリカにおける視覚芸術家は、再使用においても、転売においても、1ペニーも受け取ることが出来ない。後の販売においての作品の評価から生じる利益は、すべてコレクター、オークションハウス、ギャラリーのものになる。従って、私の国における追及権は、当の昔に導入されているべきものである。



Tei Yamamoto

■ 山本 貞 - 洋画家

CISACの「追及権キャンペーン」を歓迎し、強く支持します。追及権は造形美術家の基本的な権利であり、我が国での追及権確立に向けて努力していきたいと思います。



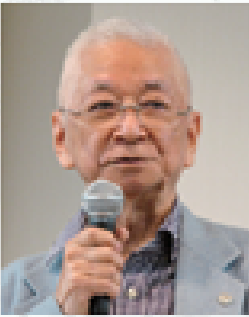
芸術家の言葉



Chinami Nakajima
Photo : © Ayanori Takaoka (JAA)

■ 中島 千波 — 日本画家

CISACの「追及権キャンペーン」を強く支持します。造形美術家は、自作を一度手放したら最後、その後、それがいかに高額で取引されようと、その恩恵に与ることはできません。他方、文芸や音楽等の分野の作家は、作品が売れるたびに印税が作者や遺族に支払われる。追及権は、美術と他の分野との間の不均衡を解消する制度であると考えます。



Kan Irie
Photo : © Ayanori Takaoka (JAA)

■ 入江 観 — 洋画家

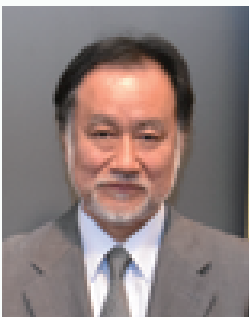
CISACの「追及権キャンペーン」は、早くから我が国における追及権の導入を訴えてきた日本美術家連盟にとって大変勇気づけられる運動です。このキャンペーンを通して、追及家の重要性が幅広く認識されることを願っています。当連盟としてもCISACと連携をとりながら、追及権制度の導入に向けて努力したいと思います。



Yasuo Horikiri

■ 堀切 保郎 — 写真家

日本写真家協会は、以前から日本美術家連盟と共に「追及権」を法制化する運動に参加しています。しかし、この問題が国民一般に理解して頂くまでには至っておりません。この度、CISACの「追及権キャンペーン」が国際的に行なわれている機会をとらえ、あらゆる人々の理解の一助になることを期待しています。



Kazuhiko Fukuoji

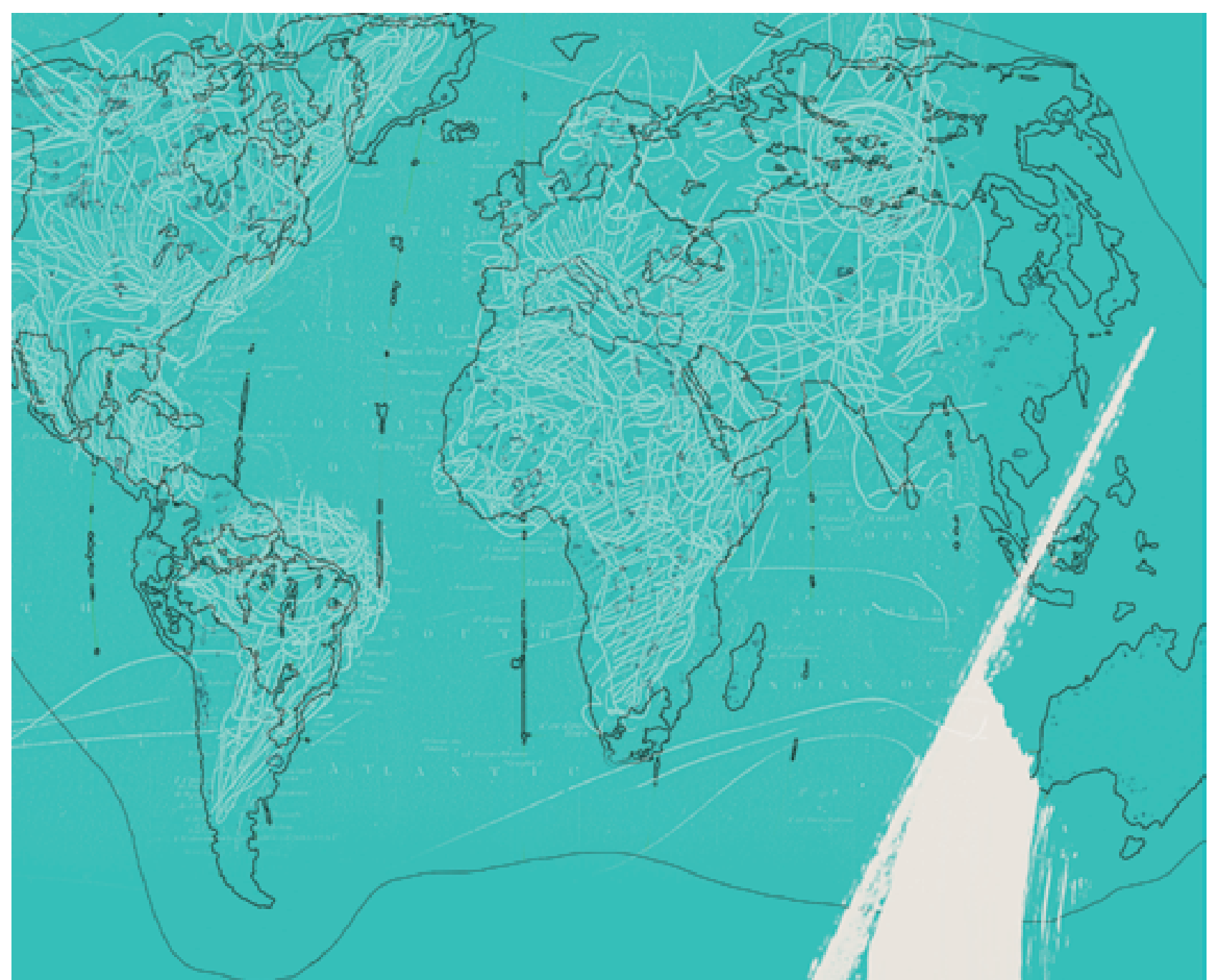
■ 福王寺 一彦 — 日本画家

私は一人の日本人アーティストとして、また日本美術著作権協会の理事の一人として、当協会が芸術家の諸権利と〈心〉の両面に於いて、今後より一層その保護に専心することを願っております。また日本に於ける著作権保護の現状に関しては、国際基準に合致させるためにも保護期間が50年から70年に延長され、且つ追及権が速やかに導入されることを強く希望いたします。



追及権
www.resale-right.org





Painters
Performers or any other
Photographers
Comics
Street Art
Visual Arts
Ceramics
Illustration



SERVING AUTHORS WORLDWIDE
AU SERVICE DES AUTEURS DANS LE MONDE
AL SERVICIO DE LOS AUTORES EN EL MUNDO

20-26 Boulevard du Parc
92200 Neuilly-sur-Seine
Phone: + 33 (0)1 55 62 08 50
Fax: + 33 (0)1 55 62 08 60
www.cisac.org

EVA

EUROPEAN
VISUAL
ARTISTS

87, rue du Prince Royal
1050 Bruxelles
Phone: +32 (0)2 551 08 90
www.eartists.org



GESAC

EUROPEAN GROUPING OF
SOCIETIES OF AUTHORS
AND COMPOSERS

23, Rue Montoyer
1000 Bruxelles
Phone : +32 (0)2 511 44 66
Fax: +32 (0)2 514 56 62
www.authorsocieties.eu



追及權

www.resale-right.org